

資料 3

令和 6 年 10 月 31 日

より良い役割発揮のためのナショナルアカデミーの設計コンセプトについて

日本学術会議幹事会

日本学術会議は、これまで一連の総会声明等により法人化をめぐる政府の考え方に懸念を表明してきた。令和 6 年 7 月 29 日に開催された第 12 回有識者懇談会においては、日本学術会議会長名で「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」と題する文書（参考）を提出し、主な懸念事項を簡潔、かつ、わかりやすく 5 項目にまとめて提示した。しかし、残念ながら、有識者懇談会等の議論でもこれらの懸念は払拭されておらず、議論がかみ合っていない。そこには、以下のような理由が存在していると考えられる。

- ・日本学術会議のガバナンスにおいては、既存の考え方にとらわれず自由な発想を伸ばすという学術の本質及び科学的助言の中立性確保の必要性を踏まえた観点から、一般の行政組織とは全く異なる設計コンセプトを必要とするという理解が共有されていない。
- ・したがって、政府の法人化案は、依然として行政組織のガバナンス構造を基礎としており、ナショナルアカデミーの特殊性に配慮してこれに若干の修正を施すという発想から抜け出せていない。

ナショナルアカデミーの最重要の役割は、普遍的・俯瞰的観点から勸告権に基づく科学的助言を行うことであり、これまで日本学術会議が示してきた 5 要件¹は、それを実現するために必要不可欠な条件である。監事や外部評価委員を大臣が任命することは、独立行政法人等にはあてはまるものかもしれない。しかし、そのような政府主導によるトップダウン型のガバナンスは、科学的助言の中立性を損なうおそれがあるため、ナショナルアカデミーの基本理念と矛盾する。それ故、仮に日本学術会議を法人化する場合には、別添のような案をもとに議論すべきである。

日本学術会議のより良い役割発揮の実現を目指す本懇談会において、より建設的な議論を行うために、5 要件を充たしつつ、適切なガバナンスを確保するために必要な観点を、以下に改めて提示する。

●ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンス

学術の発展は、ネットワーク型・ボトムアップ型のガバナンスを必要とし、監事や外部評価委員を大臣が任命するトップダウン型の構造とは相容れない。独立性、自律性を保障された日本学術会議は、学術をすべての人のものとするために、パブリックコメント等を通じて、国会、政府、産業界のみならず、大学等の研究機関、学術団体、NGO、市民を含む幅広い多様な人々とのコミュニケーションと参加を促進する。そのことにより、日本学術会議は、運営の透明性を確保し、それらの多様な主体に対する説明責任を自律的に果たすことを目指す。

●国際性

学術は本来公共財であり、学術が解決すべき課題の多くには国境がない。独立性・中立性の確保をはじめ、ナショナルアカデミーが共通で抱えるガバナンス上の課題についても、日本学術会議が新たに設置した国際アドバイザリーボードを活用するなど、海外のナショナルアカデミーと密接に連携しつつ対応することが望ましい。

¹ 5 要件とは、(1)学術的に国を代表する機関としての地位、(2)そのための公的資格の付与、(3)国家財政支出による安定した財政基盤、(4)活動面での政府からの独立、(5)会員選考における自主性・独立性、をいう。

●組織の基本構造を法定することによる民主的正統性の確保

時の政府の意向に左右されないよう独立性を確保するためには、独立性の保障をはじめ組織の基本構造を法律により定めるとともに、詳細を日本学術会議の会則による自律的な決定に委ねることにより、その独立性を制度的に保障する必要がある。

【参考】法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念（令和6年7月29日 日本学術会議会長）抜粋

日本学術会議幹事会は、6月7日に開催された第11回有識者懇談会に「より良い役割発揮のための制度的条件」と題する文書を提出し、法人化をめぐる論点について懸念する点を表明した。しかし、その後、第5、6、7回組織制度ワーキング・グループ、第4、5回会員選考等ワーキング・グループが開催されたものの、そこでの議論においては幹事会が指摘した懸念は、依然として払拭されていない。

とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること（独立行政法人のようなものは認めがたい）
4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オペレーションの考え方の逸脱になる）
5. 選考助言委員会の設置を法定すること（すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要）

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を満たす案も俎上にのせたうえで、さらに議論を深めることを強く求める。